

法人等口座を開設されるお客さまへのお願い

昨今、法人口座を悪用した各種詐欺等の犯罪が発生していることから、金融機関に対し、法人等口座開設において厳格な対応が求められております。

当組合では、金融犯罪を未然に防止するため、新規で口座開設を行う法人等のお客様に対して、以下の必要書類の提出をお願いするとともに、口座開設までに2週間程度お時間をいただく場合がございます。

お客様には、ご不便・お手数をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 法人等の口座開設に必要な書類

- (1) 法人の登記事項証明書（発行年月日から6か月以内のもの）
※権利なき社団・財団、任意団体の方は、規約を確認させていただきます。
 - (2) 代表者の「公的な本人確認書類」（運転免許証、個人番号カード等）と
来店される方の「公的な本人確認書類」（運転免許証、個人番号カード等）
 - (3) 法人と来店される方の関係を証する書類（委任状等）
※来店される方が、法人の代表権を持たれていない場合に、「法人から口座
開設を委任されていること」を確認させていただきます。
- いずれの書類も原本をご持参ください。
 - 確認書類は写しをとり保管いたします。

2. 確認事項

- (1) 上記書類に基づき、事業内容、口座開設の目的、実質的支配者等について、
ご確認させていただきます。
- (2) 必要に応じ、追加で資料の提示をお願いする場合がございます。（会社案内、
事業計画書等）

3. 留意事項

- (1) 上記書類は、普通貯金の口座開設に必要な書類です。当座貯金の口座開設を
ご希望される法人のお客さまは、必要書類が異なりますので、当組合へお問い合わせください。
- (2) 追加で必要書類の提示をお願いすることや、事務所を訪問させていただく場合がございます。
- (3) お申し出にお応えできず、口座開設をお断りする場合がございますので、あ
らかじめご了承ください。
- (4) 既に当組合とお取引いただいている法人等のお客さまについては、上記によ
らず、所定の方法で確認させていただく場合がございます。

三重北農業協同組合

令和6年7月1日